

たつの市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月29日

たつの市長

し 本 奥

たつの市条例第21号

たつの市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

たつの市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表第2 龍野IC周辺地区地区計画区域の部を次のように改める。

龍野IC大 周辺地区規 地区計画模 区域	次の各項に掲げる建築物 1 住宅 2 共同住宅、寄 宿舎又は下宿 3 学校 4 図書館、博物 館その他これ らに類するも の 5 神社、寺院、 教会その他こ れらに類する もの 6 老人ホーム、 保育所、福祉ホ ームその他こ れらに類する もの 7 老人福祉セ ンター、児童厚 生施設その他 これらに類す るもの 8 自動車教習 所 9 畜舎				前面道 路の境界 線及び隣 地境界線 （前面道 路の境界 線におけ る隅切部 分を除 く。）まで の距離は 2メート ル		
-------------------------------	---	--	--	--	---	--	--

	10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 11 カラオケボックスその他これに類するもの 12 法別表第二(と)項第3号及び第4号に掲げるもの 13 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 14 農業の生産資材の貯蔵に供するもの					
沿道業務地区	次の各項に掲げる建築物 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 学校 4 図書館、博物館その他これらに類するもの 5 神社、寺院、教会その他こ			前面道路の境界線及び隣地境界線(前面道路の境界線における隅切部分を除く。)までの距離は1メートル		

	れらに類するもの			ル		
6	老人ホーム、 保育所、福祉ホ ームその他こ れらに類する もの					
7	老人福祉セ ンター、児童厚 生施設その他 これらに類す るもの					
8	店舗、飲食 店、展示場、遊 技場その他こ れらに類する 用途に供する 部分の床面積 の合計が1万 平方メートル を超えるもの					
9	ボーリング 場、スケート 場、水泳場、ス キー場、ゴルフ 練習場及びバ ッティング練 習場					
10	自動車教 習所					
11	畜舎					
12	マージャ ン屋、ぱちんこ 屋、射的場、勝 馬投票券発売					

	所、場外車券売場その他これらに類するもの 1 3 カラオケボックスその他これに類するもの 1 4 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営むもの 1 5 法別表第二（と）項第3号及び第4号に掲げるもの 1 6 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 1 7 農業の生産資材の貯蔵に供するもの					
地域交流地区	次の各項に掲げる建築物 1 学校 2 図書館、博物館その他これらに類するもの				前面道路の境界線及び隣地境界線（前面道路の境界	15メートル

の				線における		
3 神社、寺院、 教会その他これらに類するもの				る隅切部分を除く。)までの距離は		
4 公衆浴場				1メートル		
5 店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3千平方メートルを超えるもの						
6 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバレーボール練習場						
7 ホテル又は旅館						
8 自動車教習所						
9 畜舎						
10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの						

	1 1 カラオケボックスその他これに類するもの 1 2 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営むもの 1 3 倉庫業を営む倉庫 1 4 法別表第二（と）項第3号及び第4号に掲げるもの					
産業集積地区	次の各項に掲げる建築物 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 図書館、博物館その他これらに類するもの 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、福祉ホ			前面道路の境界線及び隣地境界線（前面道路の境界線における隅切部分を除く。）までの距離は1メートル		

	ームその他これらに類するもの					
	6 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの					
	7 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場					
	8 自動車教習所					
	9 畜舎					
	10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの					
	11 カラオケボックスその他これに類するもの					
	12 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの					
	13 農業の生					

		産資材の貯蔵 に供するもの						
--	--	------------------	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。